					1日あたり	1日あたり	1日あたり
	項目		介護サービス費用		自己負担分	自己負担分	自己負担分
					(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
	基本サービス費 介護福祉施設サービス費(I)		要介護 1	¥6, 119	¥612	¥1, 224	¥1,836
			要介護 2	¥6, 845	¥685	¥1, 369	¥2, 045
			要介護 3	¥7, 604	¥761	¥1, 521	¥2, 282
			要介護 4	¥8, 330	¥833	¥1,666	¥2, 499
			要介護 5	¥9, 045	¥905	¥1,809	¥2, 714
	加算項目						
	日常生活継続支援加算 (I)	*1	1日あたり	¥384	¥39	¥77	¥116
	サービス提供体制加算(I)		1日当たり	¥234	¥24	¥47	¥71
	サービス提供体制加算 (Ⅱ)	*2	1日当たり	¥192	¥20	¥39	¥58
	サービス提供体制加算 (Ⅲ)		1日当たり	¥64	¥7	¥13	¥20
	看護体制加算(I)口	***O	1日あたり	¥42	¥5	¥9	¥13
	看護体制加算(Ⅱ)口	*3	1日あたり	¥85	¥9	¥17	¥26
	夜勤職員配置加算(I)口	-11.4	1日あたり	¥138	¥14	¥28	¥42
	夜勤職員配置加算 (Ⅲ) 口	*4	1日あたり	¥170	¥17	¥34	¥51
	個別機能訓練加算 (I)	-11E	1日あたり	¥128	¥13	¥26	¥39
介護保険給付内利用料	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	*5	1月あたり	¥213	¥22	¥43	¥64
	精神科医師定期的療養指導加算	*6	1日あたり	¥53	¥6	¥11	¥16
給付	外泊時費用加算	*7	1日あたり	¥2, 627	¥263	¥526	¥789
利田	初期加算	*8	1日あたり	¥320	¥32	¥64	¥96
料	栄養マネジメント強化加算	*9	1日あたり	¥117	¥12	¥24	¥36
	経口移行加算	*10	1日あたり	¥299	¥30	¥60	¥90
	経口維持加算(I)	*11	1月あたり	¥4, 272	¥428	¥855	¥1, 282
	経口維持加算(Ⅱ)	*11	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	口腔衛生管理加算(I)	*12	1月あたり	¥961	¥97	¥193	¥289
	□腔衛生管理加算(Ⅱ)	*12	1月あたり	¥1, 174	¥118	¥235	¥574
	生活機能向上連携加算 (I)	*13	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	*13	1月あたり	¥2, 136	¥214	¥428	¥641
	ADL 維持等管理加算 (I)	*14	1月あたり	¥320	¥32	¥64	¥96
	ADL 維持等管理加算(Ⅱ)	*14	1月あたり	¥640	¥64	¥128	¥192
	排泄支援加算(I)		1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
	排泄支援加算 (Ⅱ)	*15	1月あたり	¥160	¥16	¥32	¥48
	排泄支援加算(Ⅲ)	10	1月あたり	¥213	¥22	¥43	¥64
	排泄支援加算(IV)		1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	褥瘡マネジメント加算 (I)	*16	1月あたり	¥32	¥4	¥7	¥10
	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	*10	1月あたり	¥138	¥14	¥50	¥42

	褥瘡マネジメント加算 (Ⅲ)			1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32	
	退所前訪問相談援助加算			1回あたり	¥4, 912	¥492	¥983	¥1, 474	
	退所後訪問相談援助加算			1回あたり	¥4, 912	¥492	¥983	¥1, 474	
	退所時相談援助加算		*17	1回あたり	¥4, 272	¥428	¥855	¥1, 282	
	退所前連携加算			1回あたり	¥5, 340	¥534	¥1, 068	¥1, 602	
	自立支援促進加算		*18	1月あたり	¥3, 204	¥321	¥641	¥962	
	看取り介護加算 31日~45	日前		1日あたり	¥768	¥77	¥154	¥231	
	看取り介護加算 30 日~4 日前 看取り介護加算 前日・前々日		*19	1日あたり	¥1, 537	¥154	¥308	¥462	
				1日あたり	¥7, 262	¥727	¥1, 453	¥2, 179	
	看取り介護加算 死亡当日			1日あたり	¥13,670	¥1, 367	¥2,734	¥4, 101	
	若年性認知症入所者受入加算		*20	1日あたり	¥1, 281	¥129	¥257	¥385	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算 外泊時在宅サービス利用費用		*21	1日あたり	¥2, 136	¥214	¥428	¥641	
			*22	1回あたり	¥5, 980	¥598	¥1, 196	¥1, 794	
	再入所時栄養連携加算		*23	1回あたり	¥2, 136	¥214	¥428	¥641	
	療養食加算		*24	1回あたり	¥64	¥7	¥13	¥20	
	在宅復帰支援機能加算		*25	1日あたり	¥106	¥11	¥22	¥32	
İ	在宅・入所相互利用加算	*		1日あたり	¥427	¥43	¥86	¥129	
	配置医師緊急時対応加算(早	早朝・夜間)		1回あたり	¥6, 942	¥695	¥1, 389	¥2, 083	
	配置医師緊急時対応加算(沒		*27	1回あたり	¥13, 884	¥1, 389	¥2,777	¥4, 166	
	認知症専門ケア加算(I)	(I)		1日あたり	¥32	¥4	¥7	¥10	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)		*28	1日あたり	¥42	¥5	¥33	¥13	
	科学的介護推進体制加算 (I) 科学的介護推進体制加算 (II)		*29	1月あたり	¥427	¥43	¥86	¥129	
				1月あたり	¥534	¥480	¥107	¥161	
	安全対策体制加算		*30	1回あたり	¥213	¥22	¥43	¥64	
	特定介護職員処遇改善加算			(Ⅰ)~(Ⅱ)の内、事業所の体制等に応じた加算が算定される。					
		(I)	*31	1 総単位数の 2.7%					
介		(II)		総単位数の 2.3%					
介護保険給付内利用料	介護職員処遇改善加算			(I)~(V)の内、事業所の体制等に応じた加算が算定					
除 給		(I)		総単位数の 8.3%					
内		(II)	*32	総単位数の 6.0%					
用料		(III)		総単位数の 3.3%					
		(IV)		(Ⅲ) の単位×0.9					
		(V)		(Ⅲ) の単位×0.8					
	介護職員等ベースアップ等支援加算		*33	総単位数の 1.6%					
介護保険	食費		*34	1日あたり	基準額	¥1,700 (2021年8月1日から) ¥1,550 (2021年7月31日まで)			
給付外 利用料	居住費		*35	1日あたり	住民税課税世帯	¥1, 375			
	ト、料入妻の単価の種カトげときせ入類が思わ		7 III ^		以 心。				

	項目	自己負担分				
	電気代	*36	1日あたり 使用時	テレビ	¥10	
				冷蔵庫	¥20	
その	預かり金管理費	*37	1日あたり		¥70	
その他の料金	理美容代		カット・パーマ・カラー	- 実		
料 金	インフルエンザ等予防接種		1回あたり			
	活動費(材料費)		1回あたり			
	行事食		1回あたり			

加算の概略

- *1 介護福祉士の数が、常勤換算方法で14名以上であり、次の(1)(2)(3)いずれかの場合
 - (1)算定月の前6か月または12か月間の新規入所者の要介護状態区分の4又は5の占める割合が、70%以上
 - (2)算定月の前 6 か月または 12 か月間の新規入所者が、厚生労働省の定める認知症高齢者の日常生活自立度の基準でⅢ以上の者の占める割合が、65%以上
 - (3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則における、喀痰吸引や経管栄養が必要で、介護福祉士がその資格に基づいて処置している利用者の割合が、15%以上
- *2 次のいずれかに適合する場合。*1を算定している場合は算定できない。
 - (1)の場合、介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であること。
 - もしくは、勤続10年以上介護福祉士35%以上。
 - (Ⅱ)の場合、介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上。
 - (III)の場合、介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上、もしくは、常勤職員が 75%以上、もしくは、勤続 7 年以上 の者が 30%以上。
- *3(I) 口常勤の看護師を1名以上配置している。
 - (Ⅱ) 看護職員を基準より1名加えた人数を配置しているなど。
- *4 夜間時間帯(17:00~9:00)の職員配置が配置基準を1以上上回っている。(Ⅰ) 口か(Ⅲ) 口のいずれかを算定する。喀痰吸引等の評価がある場合(Ⅲ) 口となる。
- *5(I)個別機能訓練計画に同意し、計画に基づき訓練を実施。
 - (II)(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している等の場合。
- *6 認知症である入所者が全入所者の 1/3 以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に 2 回以上実施。
- *7 外泊・入院時に算定。(月6日間を限度。月を跨ぐ場合は12日間)
- *8 入所後30日間及び30日以上の入院から退院の期間。
- *9 管理栄養士の配置基準に適合し、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。
- *10 医師の指示に基づき、経管により食事摂取している利用者に、経口による食事摂取を進めるため経口移行計画を作成し、計画 に従った栄養管理・支援の実施をした場合。
- *11(I)経口摂取をしており、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に、医師等の指示に基づき管理栄養士等が共同し、食事観察、会議などで経口摂取の継続のための経口維持計画書を作成し、栄養士が管理を行っている場合。
 - (II) の場合、(I) を算定し、経口による継続的な食事の摂取を支援するための観察等に、歯科医師等が加わった場合。
- *12(I) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合。
 - (II) の場合、(I) に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出等した場合。

- *13(I)外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。3月に1回を限度とする。
 - (Ⅱ) 外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。
- *14 定められた期間において ADL の評価を行い、基準を満たした場合。国が定めた基準により(I)(II)のいずれかを算定する。
- *15 排せつ障がい等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した 場合。改善状況等に応じていずれかを算定。
- *16 (I)褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理し、厚生労働省へ情報を 提出等した場合。
 - (Ⅱ) の場合、(Ⅰ) の基準を満たし、褥瘡の発生がない場合。
 - (Ⅲ) 厚生労働省への情報提出をしない従前の加算。令和3年度末までの経過措置。
- *17 退所にあたり介護支援専門員等が、居宅サービスと連携して退所後の生活に関する相談援助を行った場合。
- *18 定期的な医学的評価と、リハビリテーションや日々の過ごし方等についてアセスメントを実施し、計画を策定し評価した場合。 合わせて厚生労働省への情報提出等を行う。
- *19 看取りに関する指針を定め、同意を得て看取り介護を行った場合。 死亡日を基準とした期間に応じて算定する。
- *20 若年性の認知症入所者の利用し、個別の担当者を定めサービス提供を行った場合。
- *21 医師の判断による認知症の行動等を有する一時的な緊急入所。退所に向けた計画を作成した場合。
- *22 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合。
- *23 入所者が医療機関に入院し、経管栄養等の異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。
- *24 医師の食事に箋基づき、管理栄養士の管理の下食事の提供がされ、療養食を提供した場合。
- *25 定められた期間の退所者の内、在宅において介護を受けることになった者が20%を超えた場合。
- *26 在宅生活を継続する観点から、あらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて計画的に利用している場合。
- *27 配置医師が早朝、夜間、深夜に診療を行った場合。ただし看護加算(Ⅱ)を算定している場合に限る。
- *28 (I)認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が50%以上かつ、介護職員の認知症に関わる研修を実施している場合。
 - (Ⅱ) の場合、(Ⅰ) の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修終了者を1名以上配置し指導及び研修計画を作成している場合。
- *29 (I) 厚生労働省へ情報を提出し、入所者に提供する施設サービスの質の向上に努めた場合。
 - (II) の場合、(I) における情報に加えて個別機能訓練計画の情報を厚生労働省へ提出等した場合。
- *30 事故発生防止のための指針の整備、事故の報告・分析、研修、それらを実施する担当者を設置している場合。
- *31 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *32 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *33 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *34 介護保険負担限度額認定証を所持している場合はその公示額。
- *35 介護保険負担限度額認定証を所持している場合はその公示額。
- *36 居室にテレビ、冷蔵庫を置かれる場合の費用。
- *37 通帳・預かり金の管理費用。